

# 「総量削減義務と排出量取引制度」

燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に  
占める電気使用の割合が20%未満である  
事業所に対する削減義務率の緩和措置  
に係る確認書

## ～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都環境局  
2026（令和8）年4月

# 目次

1. はじめに.....	2
2. 燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が 20%未満である 事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書について .....	3
○ 対象事業所.....	3
○ 提出時期 .....	3
○ 提出書類 .....	4
○ 要件の確認.....	4
3. 燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が 20%未満である 事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書の様式及び記入例 .....	5
4. お問い合わせ先 .....	7

## 1. はじめに

第4計画期間では、指定地球温暖化対策事業所等（以下「事業所」という。）が報告する特定温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量については、当該事業所が契約する一般電気事業者及び特定規模電気事業者の排出係数（以下「実排出係数」という。）を用いて算定します。事業所の燃料等使用量に占める電気使用量の低い事業所については、電気の実排出係数低減による特定温室効果ガス排出量の削減余地が小さく、電気の使用割合が高い事業所と比べて不利となる可能性があります。このため、燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合が「20%未満」である事業所については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都条例第39号。以下「規則」という。）第4条の16第7項に基づき、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の第4計画期間に限り、削減義務率を減ずるもの（以下「緩和措置」という。）とします。

緩和措置適用のためには、事業所の原油換算エネルギー使用量や電気使用量、原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合等を記入した「燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書」（以下「確認書」という。）を、第4計画期間の前年度（令和6（2024）年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所については「地球温暖化対策計画書」、それ以外の事業所については「基準排出量決定申請書」の添付様式として東京都に提出する必要があります。

なお、この記入要領では、確認書の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのEXCELを利用することを前提として構成しています。EXCELファイルは、東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度」のホームページ内で公表いたします。ダウンロードしてご利用ください。

EXCELファイルの機能（使い方）は、「特定温室効果ガス排出量算定報告書記入要領」を参考にしてください。

## 2. 燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書について

### ○ 対象事業所

緩和措置の対象となる事業所は以下のとおりです。

#### ① 第4計画期間の前年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所

第4計画期間の前年度（令和6（2024）年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所であって、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度の3か年度（ただし、基準排出量を連続する3か年度分の年間排出量の平均値により算定し、排出量が標準的でない年度と判断される年度が存在する場合にあっては、その年度を除く。）の当該事業所の燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合の平均値が20%未満である事業所が緩和措置の対象となります。

#### ② 第4計画期間中に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所

第4計画期間中に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所であって、基準期間の3か年度（ただし、基準排出量を連続する3か年度分の年間排出量の平均値により算定し、排出量が標準的でないと知事が認める年度が存在する場合にあっては、その年度を除く。中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量の割合が1/2以上となった事業所が再び特定地球温暖化対策事業所に該当した場合は、再び該当した年度の3か年度前から前年度までの3か年度とする。）の事業所の燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合の平均値が20%未満である事業所が緩和措置の対象となります。

なお、①又は②に示す算定期間で本制度の緩和対象となる事業所の要件を満たさない場合、第4計画期間中の各年度において、事業所の燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合が20%未満になったとしても、本ガイドラインの緩和措置を受けることはできません。

### ○ 提出時期

確認書の提出時期は以下のとおりです。

#### ① 第4計画期間の前年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所

令和7（2025）年度に、第3計画期間の最終年度（令和6（2024）年度）の排出量実績を報告する地球温暖化対策計画書と合わせて確認書等を提出します。

※こちらの受付につきましては、すでに終了しております。

#### ② 第4計画期間中に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所

基準排出量決定申請書と合わせて確認書等を提出します。

## ○ 提出書類

提出は、オンライン提出、郵送、窓口持参のいずれかをお願いします。  
オンライン提出の場合を除いて、「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます。オンライン提出の詳細は、地球温暖化対策計画書記入要領の p.5 をご確認ください。

名称	部数	備考
燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が 20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書	1	この記入要領で説明いたします。
設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要を補足する資料	1	<ul style="list-style-type: none"><li>• 設備の電化が困難であることがわかる資料</li><li>• 設備更新計画等の内容がわかる資料</li></ul>

## ○ 要件の確認

提出された確認書により、東京都が削減義務緩和措置の要件を満たすことを確認した場合は、当該事業者に対して第4計画期間の削減義務率の緩和についてお知らせします。

翌年度以降のエネルギー利用状況により削減義務緩和措置の要件の該当状況に変化が生じた場合であっても、第4計画期間中の各年度において、緩和措置の適応状況は変わりません。このため、毎年度の要件確認は必要ありません。

### 3. 燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書の様式及び記入例

燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1-①

2-①

#### 1 緩和措置の要件確認

要件確認の年度	年度	年度	年度
排出量が標準的でない年度			
原油換算エネルギー使用量	KL	KL	KL
電気使用量	千kWh	千kWh	
	KL	KL	
原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合	%	%	%
			%

2-②

2-③

2-④

2-⑤

#### 2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要

設備の電化が困難な理由	
設備更新計画等の概要	

3-①

#### 3 添付する書類

	△別紙 ( ) のとおり
4-①	△別紙 ( ) のとおり
	△別紙 ( ) のとおり

### 1-① 事業所の名称・指定番号

事業所の名称及び指定番号を正確に記入してください。

### 2-① 要件確認の年度

要件に該当する年度を記入してください。

第4計画期間中に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所は、**基準期間の3か年度**を記入してください。

### 2-② 排出量が標準的でない年度

2-①で記入した年度のうち、排出量が標準的でない年度と判断される年度が存在する場合は、プルダウンで「○」を選択してください。排出量が標準的でない年度の判断方法については、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」を参照してください。

### 2-③ 原油換算エネルギー使用量

2-①で記入した年度ごとの事業所全体の原油換算エネルギー使用量を記入します。

原油換算エネルギー使用量は、検証機関による検証を受けた「特定温室効果ガス算定報告書」の「2（6）燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量」に記載されている数値を転記してください。

### 2-④ 電気使用量

2-①で記入した年度ごとの事業所全体の電気使用量を記入します。

電気使用量は、検証機関による検証を受けた「特定温室効果ガス算定報告書」の「2（6）燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量」に記載されている数値を転記してください。

### 2-⑤ 原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合等

2-①～2-④まで記入いただくと自動で原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合等が算定されます。原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満であれば緩和措置の要件を満たしている事業所となります。

### 3-① 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要

緩和措置を受ける場合、原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である要件を満たすこと以外に、**設備の電化が困難な理由及び今後の設備更新計画等の提出が必要**となります。事業所で検討いただいた内容等を記入してください。

また、緩和措置が認められた場合、「地球温暖化対策計画書 その2（公表）シート 2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針」に今後の設備更新計画等の概要を毎年度記入してください。具体的な更新計画等が無い場合は、現時点での検討状況をご記載ください。

以下に、想定される事例を記載しますので、参考にしてください。

名称	事例
設備の電化が困難な理由	<p>① <b>初期投資：</b> ヒートポンプや電気ボイラーなどの高効率な電化設備を導入する際の初期費用の調達が現状困難である。</p> <p>② <b>既存設備との互換性：</b> 既存設備が電化設備と互換性がなく、電気設備を導入する場合、全体のシステムを再設計する必要があるため、事業所の改修工事のタイミングで電化を検討する。</p> <p>③ <b>電力供給の安定性が不安：</b> 電化により電力需要が増加した場合、安定した電力供給が確保できないと生産に支障をきたす（特に、災害発生時など）ため、電化することが困難である。電力の安定供給できる量を把握して、長期的に電化を進めていく。</p> <p>※電化が困難な理由については事業所で異なりますので、上記に関わらず、事業所内の状況等を考慮して記入してください。</p>
今後の設備更新計画等の概要	<p>上記の設備の電化が困難な理由を踏まえ、今後の設備更新計画や電化の向上に向けた取組などを記入してください。</p> <p>設備更新計画については、第4計画期間終了後の計画を含んでいても問題ありません。</p>

#### 4-① 添付する書類

添付書類の名称を記入します。

3-①で説明した設備の電化が困難な理由及び今後の設備更新計画等を補足する以下の根拠資料の提出が必要です。

- 設備の電化が困難であることがわかる資料（設備機器台帳、設備フロー図、設備の利用状況が確認できる資料等）
- 設備更新計画等の内容がわかる資料（電化率の向上に向けた計画がある場合はその内容を含む）

## 4. お問合せ先

東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : [ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp)